

特集

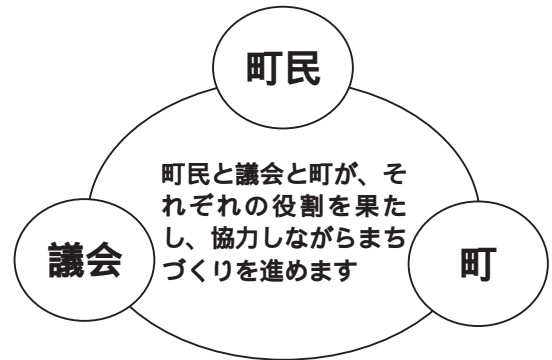
和寒町自治基本条例が 本年4月からスタートします

町では、町民協働のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定める自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めてきました。

このほど12月21日開催の第4回町議会定例会において「和寒町自治基本条例」が提案され、可決されました。条例は、平成22年4月1日より施行されます。

自治基本条例とは

和寒町自治基本条例は、住民自治によるまちづくりのための基本理念や原則、制度などの基本ルールを定め、まちづくりに係わる私たちの権利や役割及び行政運営等について明らかにし、町民や議会、行政が協働のもと着実に実行することで、住民福祉の向上を図り、活力みなぎる和寒町を目指します。



条例の骨子

条 項	内 容
前 文	条例制定にあたり、その背景や趣旨について、前文を設けて明らかにしています。
第1章 総則 (第1条～第3条)	条例制定の目的や用語の定義、条例の目的を達成するための基本理念を定めています。(目的・定義・基本理念)
第2章 基本原則 (第4条～第6条)	目的の達成や基本理念に基づくまちづくりを進めるため、町民、町議会、町がそれぞれ守ることが必要な3つの基本原則を定めています。(情報の共有・町民参画・協働)
第3章 町民の権利と役割 (第7条～第9条)	まちづくりの主体である町民の持つ権利と果たす役割について定めています。(町民の参画する権利・町民の知る権利・町民の役割)
第4章 町民参画の推進 (第10条～第12条)	まちづくりの主体である町民の町政への参画について定めています。(町民参画の推進・自治会活動やボランティア活動等の推進・町民投票)
第5章 町の役割と責務 (第13条～第14条)	町の代表者である町長及び町職員が守るべき役割と責務について定めています。(町長の責務・職員の責務)
第6章 行政運営 (第15条～第25条)	町民を主体とした行政運営を進めるための基本的な考え方について定めています。(行政組織・総合計画・行政評価・財政運営・行政運営の効率化・説明責任・審議会等・安全なまちづくり・情報公開・個人情報の保護・行政手続)
第7章 議会 (第26条～第27条)	町民に選ばれ信託された機関の議会及び議員の責務について定めています。(議会の責務・議員の責務)
第8章 連携と協力 (第28条)	国、北海道、他市町村との連携、協力などの原則について定めています。(他自治体等との連携)
第9章 条例の見直し (第29条)	条例の実効性を確保するための見直しについて定めています。(条例の見直し)

自治基本条例可決にいたるまでの取り組み

策定検討委員会より条例最終案の報告書が提出されました

11月27日、自治基本条例策定検討委員会（川江和男委員長）より町長へ自治基本条例最終案の報告書が提出されました。

報告書は、昨年8月から条例策定に向け検討・協議を行なう機関として設置された検討委員会（10名）で素案の策定作業を進め、本年6月から検討委員と新たに町民代表委員（10名）の20名による策定町民会議を組織し、最終案をまとめたもので、川江委員長から「本条例が町の最高規範として、町民、議会及び行政が協働して町政運営を進めるための基本指針となるように」と報告されました。



報告書を提出する川江委員長

これまでの経過

- 平成16年
市町村合併議論を通し、単独のまちづくりを決意
- 平成17年9月
「第3次和寒町行政改革大綱」を策定し、「自治基本条例」の制定を目指す
- 平成17年10月
職員プロジェクトチームを設置し自治基本条例について調査・研究を開始
- 平成20年8月
10名の委員を委嘱し、自治基本条例策定検討委員会を設置。条例素案策定に向けた検討を開始
- 平成20年12月
下川町職員より先進地事例の講話を受ける
- 平成21年6月
検討委員会において、素案が完成
- 平成21年6月
新たに10名の委員を委嘱し、検討委員会と合わせた計20名で自治基本条例策定町民会議を設置。素案に対し町民代表委員の意見を反映
- 平成21年7月
「自治基本条例と協働のまちづくり」と題し、名寄市立大学白井暢明教授を講師に、講演会を開催。町民約80名が参加
- 平成21年8月
町政懇談会で周知・説明
広報わっさむ8月号で素案を周知し、町民から素案に対する意見を募集
- 平成21年11月
町民会議で最終案を決定
（延べ5回の会議を開催）
- 平成21年11月
検討委員会から町長へ、最終案の報告書を提出
（延べ8回の会議を開催）
- 平成21年12月
町議会定例会に「和寒町自治基本条例」を提案し、可決される
- 平成22年4月
和寒町自治基本条例が施行されます



町民の皆さまから町政懇談会や素案に対する意見募集でご意見をいただきありがとうございました。この自治基本条例を守り育てていくためにも、町民の皆さまと協働のまちづくりが進められるようご理解とご支援をお願いいたします。

自治基本条例に関する内容については総務課まちづくり推進係（32-2421）まで